

土地利用規制法に基づく「特別注視区域」「注視区域」指定に関して国へ意見書の提出を求める陳情

住所 立川市

氏名

(連絡先の電話番号)

1. 陳情の要旨

土地利用規制法に基づき「特別注視区域」や「注視区域」に指定された地域や周辺の住民に対し、政府が同法や運用に関し十分な説明責任を果たすとともに、その運用に当たっては関係機関が経済活動の自由や財産権、表現の自由など日本国憲法が保障する基本的人権を侵害することのないよう、国へ意見書を提出してください。

2. 陳情の理由

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（略称：土地利用規制法、重要土地等調査法）が2021（令和3）年6月16日、参院本会議で可決、成立しました。

同法は、安全保障上重要な施設等の機能を阻害する土地利用の防止を目的に掲げ、重要施設等敷地の周囲約1キロを「注視区域」「特別注視区域」に指定。政府は両区域で土地利用状況を調査したり、機能阻害の恐れがある土地利用等を禁止したりすることができ、違反者には刑事罰を課す内容です。また、特別注視区域では200平米以上の土地等売買に際し、事前の届け出が必要となります。

昨年12月に発表された4回目の指定候補地には、本市所在の陸上自衛隊立川、東立川西駐屯地周辺が注視区域として、航空自衛隊横田基地、米軍横田飛行場周辺が特別注視区域として含まれています。

同法に関しては、経済活動の自由や財産権、思想・信条の自由、表現の自由など、日本国憲法が保障する基本的人権が制約・制限される恐れが指摘され、指定区域での地価下落や不動産取引の減少も懸念されています。調査の対象や項目が不明確なため、対象等の拡大を懸念する声も出ています。

本市においても不安や懸念の声が出ており、国に対し下記の対応をとるよう要請することを要望します。

記

- 1.本市の大部分が指定区域となるため、市民が納得できる説明を行うこと。
- 2.運用に当たっては財産権、表現の自由など国民の基本的人権を侵害することのないようにすること。
- 3.土地利用状況調査では対象等を最小限に留め、調査対象者が①自ら対象となったこと②取得された情報の中身を知ることができるようにし、市民のプライバシー権等が侵害されないようにすること。
- 4.土地利用について中止の勧告や命令を出す場合、何をどう機能阻害と判断したのか理由を明らかにすること。

以上

2024（令和6）年 2月 8日

立川市議会

議長 頭山太郎殿

